

10 受託物に関する賠償責任の事例

10-① 受託物の盗難の事例

事案の概要

弁護士 Y は、X ほか各依頼者から実費等として預かっていた現金を依頼者ごとに封筒に名前を書いて入れ、事務所内の机の引出に鍵を掛けずに保管していたが、深夜、何者かに事務所玄関の施錠を破って侵入され、それら封筒に入った現金を盗取された。

Y は、ただちに警察に被害届を提出したが、犯人の逮捕・被害の回復には至っていない。

相手方の請求金額	85 万円
保険金請求額	85 万円
責任の有無	有
支払保険金額	85 万円

コメント

弁護士特約条項 3 条 3 号は、受託物に関する賠償責任を免責としているが、弁護士賠償責任保険に自動付帯される弁護士事務所受託物補償プランで補償が得られた。

ロイヤーズマネーガードが誕生する以前の旧約款時代のものである。

本件では、Y の保管方法に過失が認められるとして、依頼者ごとに封入してあった現金のうち、Y の受領すべき着手金等を除いた、合計 85 万円が保証金として支払われた。

なるべく預かり金については、専用の銀行口座に入金しておくべきであろう（この点に関する所属弁護士会の会則等を参照されたい）。

なお、業務用として保管にかかる現金は、新設されたロイヤーズマネーガードの「貸紙幣類」として約款上は取り扱われる（本書 P8 以下参照）。

10-② 施設事故（施設担保追加条項）の事例

事案の概要

Y 法律事務所の事務職員 A は、流し場で食器を洗っていたところ、うっかり異物を流してしまった。

その結果、パイプにつまりを起こしたことから、漏水し、階下の X 歯科診療所の休診を余儀なくすることとなった。

相手方の請求金額	120 万円
保険金請求額	120 万円
責任の有無	有
支払保険金額	100 万円

コメント

弁護士賠償責任保険の見地からは、特にコメントはないが、事故原因の特定や損害の算出などに困難を伴うものである。

解決

歯科診療所の原状回復費用や休業損害などにつき、被保険者と協定の成立した 100 万円を保険金として支払った。

類似事例

法律事務所の施設事故は珍しく、類似事例に乏しい。